

# 広域連合だより

発行 後志広域連合総務課  
〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目  
TEL 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466  
ホームページ <http://www.shiribeshi-kouiki.jp/>

第16号 平成28年3月号

## 平成28年第1回後志広域連合議会定例会を開催

平成28年2月26日、倶知安町のホテル第一会館において、平成28年第1回後志広域連合議会定例会が開催されました。

冒頭に、宮谷内広域連合長から国民健康保険事業の都道府県化への対応及び北海道に対する財政支援の要望について行政報告があり、続いて平成28年度行政執行方針が述べられました。

議案の審議では、後志広域連合広域計画の変更、条例の制定6件、条例の一部改正2件、平成27年度補正予算2件、平成28年度各会計予算3件が審議され、いずれの案件も原案のとおり可決されました。

### ◇ 審議された議案と結果

議案第1号	後志広域連合広域計画の変更について	原案可決
議案第2号	後志広域連合行政不服審査会の設置に関する条例の制定について	原案可決
議案第3号	行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
議案第4号	後志広域連合手数料条例の制定について	原案可決
議案第5号	後志広域連合行政手続条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第6号	後志広域連合介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第7号	後志広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決
議案第8号	後志広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決
議案第9号	後志広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について	原案可決
議案第10号	平成27年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第11号	平成27年度後志広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決
議案第12号	平成28年度後志広域連合一般会計予算	原案可決
議案第13号	平成28年度後志広域連合国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第14号	平成28年度後志広域連合介護保険事業特別会計予算	原案可決

# 後志広域連合への財政支援に関する要望書を提出

= 国民健康保険課からのお知らせ =

2月1日に宮谷内広域連合長と山崎京極町長が、北海道を訪問し、村木保健福祉部長に『後志広域連合への財政支援に関する要望書』を提出しました。

後志広域連合は、平成19年度に後志管内の16町村で発足し、税の滞納整理、国民健康保険事業、介護保険事業に取り組んできました。

そのうち、国民健康保健事業については、各町村で一般会計から国保会計に補填している厳しい状況にあるとともに、平成30年度からの国保の都道府県化を控え、今後も財政支援の充実及び継続が図られるよう要望しました。

具体的には次の3点を要望しています。

## 1 保険財政共同安定化事業拠出金の超過への対応

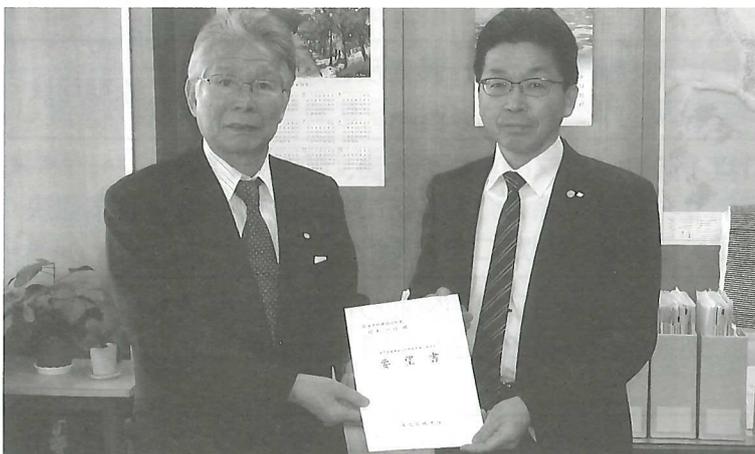
北海道財政調整交付金（特別調整交付金）の算定方法に関する要望

## 2 マイナンバー制度関連の整備に対する財政措置

システム改修費等への財政支援を求める要望

## 3 国民健康保険財政調整交付金（経営姿勢分）の継続

国の財政調整交付金の広域連合への継続及び維持に関する要望



宮谷内広域連合長（左）と村木保健福祉部長（右）



○ お問い合わせ 国民健康保険課 TEL 0136-55-8012

# 平成28年4月から、国保制度が一部改正されます。

= 国民健康保険課からのお知らせ =

## ◇ 入院時食事療養標準負担額が変更されます。

入院したときは、入院時食事代として標準負担額を自己負担していただいています。  
このうち、住民税課税世帯の方は、平成28年4月から下記のとおり変更されます。

区 分		標準負担額（1食）
住民税課税世帯		260円 → 360円
住民税課税世帯のうち小児慢性特定疾病児童等（※1） 又は、指定難病患者（※2）、長期入院患者（※3）		260円
住民税非課税世帯で70歳以上の人は低所得Ⅱ	90日以内の入院 （過去12カ月の入院日数）	210円
	90日を超える入院 （過去12カ月の入院日数）	160円
住民税非課税世帯で所得が一定基準に満たない70歳以上の人 （低所得Ⅰ）		100円

従来どおり変更はありません。

※1 小児慢性特定疾病にかかっている児童等で、その疾病に対する医療を受けている方

※2 指定難病患者（難病のうち厚生労働大臣が定めるもの）で、都道府県から特定医療費を受給している方

※3 平成28年3月31日現在、1年以上継続して精神病床に入院し、平成28年4月1日以降も引き続き医療機関に入院する場合は、当分の間、改正前の規定が適用されます。

## ◇ 紹介状なしで大病院を受診した場合の別途負担が義務化されます。

平成28年4月から、紹介状なしで大病院（特定機能病院など※）を受診した場合、救急等の場合を除き、原則として定額の別途負担が義務化されます。

大病院は本来、より高度な専門医療を行う機関です。軽症の人が大病院にかかることで、高度医療を必要としている患者さんの治療が滞ることにもつながります。

まずは地域の「かかりつけ医」や身近な医療機関にかかるようにしましょう。



※特定機能病院とは

- 高度な医療を提供できることや、10以上の診療科を有しているなどの病院のことで、平成27年6月現在、全国で84施設が厚生労働大臣から承認を受けております。
- 道内では、旭川医科大学病院、札幌医科大学附属病院、北海道大学病院の3施設です。

○ お問い合わせ 国民健康保険課 Tel 0136-55-8012

# 介護保険料の滞納を減らす取り組みをしています！！

=介護保険課からのお知らせ=

後志広域連合では、介護保険事業を安定して運営するために歳入の確保は必要不可欠であることから、介護保険料の収納率の向上に取り組んでおり、様々な収納対策を実施しています。

過去3年間の介護保険料の収納率は、次のとおりです。

24年度…98.2%    25年度…98.1%    26年度…98.0%



## ◇ □座振替の推進を行っています。

□座振替にすると納め忘れの心配もなく、一度手続きすることで毎年自動的に継続されます。

□座振替の手続きは、指定の金融機関窓口で申し込むことができます。



## ◇ 文書による指導や訪問による納付相談を行っています。

### □督促状・催告書の送付

・納期から概ね20日を過ぎると督促状を送付しています。

また、長期間納付されない場合、その期間に応じて延滞金が加算されることがあります。

・督促により納付されない方には、年1回催告書を送付します。

### □訪問による納付相談

・滞納者宅を直接訪問し納付を促します。



## ◇ 滞納処分を実施しています。

負担の公平性を確保するため、資力があるにもかかわらず介護保険料を滞納し続けている方に対して滞納処分を行います。

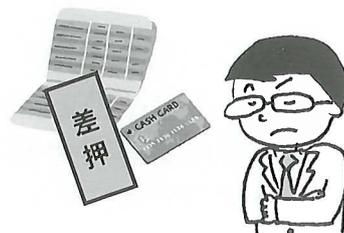
滞納処分とは、滞納者の資産・財産などを差押え、公売などにより換金して滞納している保険料に充てることをいいます。

□平成27年度（平成28年2月現在）に実施した滞納処分の実績は、次のとおりです。

- ・差押金額                                    265,200円 ※延滞金含む
- ・差押予告通知による納付    413,700円

### □今後の対応

今後も文書や訪問等による納付指導に努める一方、資力がありながら納付をしない、あるいは納付相談等に応じない滞納者に対しては、負担の公平性や均衡を図るために滞納処分を行っていきます。



○ お問い合わせ    介護保険課    Tel 0136-55-8013